

# 国民年金のお知らせ

## 「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が発行されます

－ 一年末調整・確定申告まで大切に保管を！ －

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

### 11月上旬に送付される方

平成26年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納めた方

### 来年2月上旬に送付される方

平成26年10月1日から12月31日までの間に、今年初めて国民年金保険料を納めた方

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」についてのお問い合わせは、控除証明書のはがきに表示されている番号をお願いします。

**控除証明書専用ダイヤル ☎ 0570 - 058 - 555**

※控除証明書の再発行は米沢年金事務所 ☎ 0238 - 22 - 4220（自動音声）にお問い合わせください。

## 国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間・未納期間がある方へ

**免除期間・猶予期間の保険料の納付をお勧めします！**

国民年金保険料の免除、若年者納付猶予、学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、これらの期間は将来受け取る年金を増額するために、10年以内であればさかのぼって古い月分から納めることができます。

未納の期間がある場合、通常は過去2年までしか納めることができない保険料を、平成27年9月までは過去10年まで納めることができます。

納付のお申し込み・ご相談は米沢年金事務所までお願いします。

**米沢年金事務所 ☎ 0238 - 22 - 4220（自動音声）**



国民年金マスコット  
ネッキーくん

## 日本年金機構 米沢年金事務所 平成26年度「移動年金相談日」

相談日	予約申込締切日
11月 26日（水）	11月 21日（金）
12月 24日（水）	12月 19日（金）
（平成27年）	（平成27年）
1月 28日（水）	1月 23日（金）
2月 25日（水）	2月 20日（金）
3月 25日（水）	3月 20日（金）

相談は予約制です。締切日までに町民課戸籍年金係までお申し込みください。

◆相談時間 午前10時～午後1時 ※相談時間は30分

◆相談会場 中央公民館 1階 文化実習室

※会場は都合により別室になる場合がありますので、ロビーの案内板でご確認ください。

■申し込み・問い合わせ 町民課戸籍年金係

☎85-6129